

# タブレットの使用について（規定）

鹿児島県立鹿屋農業高等学校

生徒指導部

◎ あくまでも学習の補助教材として有効活用すること。

## 良い使用例

- ・調べ学習をする。 ・ロイロノートやグーグルフォーム等で課題を提出する。
- ・スタディアアプリを使用する。など…

● 学習目的以外の使用が発覚した場合は、「携帯電話の取り扱いに関する規定」  
に準じて指導を行います。

## 悪い使用例

- ・ゲームをする。 ・学習に関係のない動画を視聴する。 ・撮影して SNS に投稿する。など…

授業中→先生の指示なくタブレットを使用することはやめましょう。

授業以外→先生の指示がある場合を除き、当面の間は使用を許可できません。

学校は友人とコミュニケーションをとることで、お互いを知り、絆を深め、高め合うことができる場所です。その場所で、動画視聴やゲームなど、個人的な楽しみを優先するような行動はやめましょう。